

砂川市監査委員公告 第 5 号

定期監査等結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査等を実行したので、同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和3年7月26日

砂川市代表監査委員 栗井久司

記

別紙のとおり

砂 監 第 3 3 号
令和3年7月26日

砂川市議会議長 水 島 美喜子 様
砂 川 市 長 善 岡 雅 文 様

砂川市監査委員 栗 井 久 司
砂川市監査委員 佐々木 政 幸

定 期 監 査 等 報 告

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査等を執行したので同条第9項の規定によりその結果を報告する。

記

1. 監査基準を順守

監査等は、砂川市監査基準（令和2年監査委員規程第1号）に基づき行った。

2. 監査等の種類

- (1) 財務監査（砂川市監査基準第2条第1項第1号）
- (2) 行政監査（砂川市監査基準第2条第1項第2号）

3. 監査等の期日及び対象

月 日	対 象
令和3年7月7日～8日	建設部 土木課

4. 監査等の着眼点（評価項目）

関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、監査等を実施

した。

5. 監査等の実施内容

令和2年度分の財務に関する事務の執行状況、出納その他の事務の執行状況を中心に実施した。

6. 監査等の方法

各所属長及び担当係長の出席を求め、所管事務について説明を受けて書類、簿冊等の監査等を実施した。

7. 監査等の結果

監査等の結果の概要は、次のとおりである。

なお、留意すべき指摘事項については、口頭でその都度指導した。

建設部 土木課

●予算経理事務について

調定、収入、支出関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●契約（下水道ストックマネジメント計画策定業務委託、公共下水道管渠修繕・清掃等業務委託、市道除排雪等業務委託、東1線改良舗装工事、下吉野橋架換工事、黄金通り改良舗装工事、東1線改良舗装工事、西6条北通り歩道改修工事、緑ヶ丘4号通り改良舗装工事、南吉野7号通り改良舗装工事、南5号川護岸改修工事、奈江豊平川14排水区管渠新設工事、東1線管渠布設替工事、公園橋梁長寿命化修繕工事、北電橋橋梁長寿命化修繕工事、東1線舗装補修工事、駄馬の沢川堆積土砂除去工事、樋口川護岸改修工事、旧オアシスゴルフ場原状回復工事等）事務について

契約書ほか、関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●補助金等（福祉世帯水道料金等補助金、水道料金等支援給付金、石狩川流域下水道組合負担金、流域下水道整備工事負担金、下水道使用料算定等事務委託負担金等）交付事務について

交付申請書、指令書、その他関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●分担金及び負担金(下水道事業受益者負担金等)、使用料及び手数料(道路・公園・下水道使用料等)、財産収入(土地・建物貸付収入等)、諸収入(道路賠償責任保険金、流雪溝維持負担金、水洗便所改造資金貸付金元利収入等)等収納事務について

申請書、調定、収入関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。なお、道路使用料に収入未済額が発生しているので解消に努められたい。

●備品管理について

備品台帳により照合の結果、符合していることを認めた。

●書類保存について

関係公簿の整理は、良好に管理保存されていることを認めた。

●事務の執行について

車両センターの使用済の消火器を更新するよう口頭で指導した。